

広島県告示第二百四十三号

広島県土地利用基本計画の一部を次のとおり変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定によって公表する。

なお、その関係図書は、広島県環境県民局総務管理部県民文化課及び各広島県地域事務所
に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

農業地域について、広島市、三次市、森林地域について広島市、廿日市市、熊野町の区
域の一部を変更した。